志摩市からのお知らせ

R8.10.1

令和9年2月1日(月)から試行開始

志摩市役所本庁・支所・健康推進課・水道工務課の開庁時間（窓口・電話）および市民課の月曜延長窓口が変更になります

市民サービスの維持・向上および業務効率化のため、開庁時間の見直しを実施いたします。

1. 開庁時間・電話受付時間(本庁・支所・健康推進課・水道工務課)

【変更前】
8:30～17:15

→

【変更後】２月１日(月)から
9:00～16:30

※職員の勤務時間に変更はありません。

※窓口へは、16:30 までにお越しください。
※電話受付時間も 9:00～16:30 となります。

2. 市民課(市役所本庁) 月曜延長窓口

【変更前】
毎週月曜日
17:15～19:00
(祝日等の場合は実施なし)

→

【変更後】２月１日(月)から
毎月 第1・第3月曜日
16:30～18:30
※祝日等の場合は翌週月曜日に振替

【対象施設】
志摩市役所本庁 ・ 支所(浜島・大王・志摩・磯部) ・
健康推進課(保健センター) ・ 水道工務課(磯部浄水場)



◎簡単・便利なコンビニ交付をご利用ください！

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で、住民票の写しや税証明書などの各種証明書を取得できます。
※くわしくは、右の二次元コードをご確認ください。

コンビニ交付詳細

【お問い合わせ】志摩市 総務部 総務課 （電話 0599-44-0201）

開始時期